

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律  
附則第 3 条に基づく検討結果のとりまとめ  
(案)

令和 7 年 6 月

家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律  
附則第 3 条に係る検討会

## 【目次】

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| はじめに                                     | 3  |
| 1 検討の視点                                  | 4  |
| 2 「家畜遺伝資源」に関する検証と対応                      | 4  |
| 3 「譲渡契約等」に関する検証と対応                       | 7  |
| 4 「成果冒用行為」に関する検証と対応                      | 10 |
| 5 本法施行及び家畜改良増殖法改正後の状況を踏まえた<br>理解醸成のための方策 | 10 |
| 6 まとめ                                    | 14 |

## はじめに

長年の家畜改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源は、知的財産としての価値を有する一方、家畜遺伝資源は容易に拡大再生産が可能であり、不正取得等の成果冒用行為により、我が国の畜産振興に重大な影響を与えるおそれがある。このため、家畜遺伝資源に係る事業者間の利益の保護や公正な競争を確保する観点から、成果冒用行為を不正競争と位置づけ、これに対する差止請求等の救済措置や刑事罰をもって対応することが適切であると考えられ、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」（令和 2 年法律第 22 号。以下「本法」という。）が制定され、令和 2 年 10 月に施行された。

本法の適切な執行を図る観点から、本法附則第 3 条において、「この法律の施行後 5 年以内に、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」こととされている。

このため、令和 7 年 10 月に本法施行後 5 年を迎えるに当たり、学識経験者、畜産関係団体等で構成する「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第 3 条に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、本法の施行状況等を踏まえた検討を重ね、以下のとおりその結果をとりまとめた。

## 1 検討の視点

本法において、

- 本法の保護の対象となる「家畜遺伝資源」を定義するとともに、
- 当該「家畜遺伝資源」に対する成果冒用行為を定義し、
- 「家畜遺伝資源」に対する不正競争への民法上の救済措置、刑事罰による抑止

が定められている。

このため、検討会では、

- ① 「家畜遺伝資源」について、和牛、和牛間交雑種の家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の他に、流通等が確認されており、その実態を検証の上、対応が必要な家畜の遺伝資源はないか
- ② 保護対象となるために必要な条件である「譲渡契約等」について、家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約等の取組状況、実効性の確保は図られているのか
- ③ 現行法で対応できない成果冒用行為を新たに想定する必要があるかを主な検討の視点とし、本法施行後の法令順守のための取組状況や確認された事象を踏まえ、家畜遺伝資源の適正な管理・保護のために必要な措置について検討を行った。

## 2 「家畜遺伝資源」に関する検証と対応

### (1) 「家畜遺伝資源」の定義

現行の家畜遺伝資源は、

- ① 家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等であって、
- ② 当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省令で定める行為によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したもの

と定義されている。

ここで、「特定家畜人工授精用精液等」とは、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 32 条の 2 に基づく告示（令和 2 年農林水産省告示第

1829号)において、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びその交雑種の家畜人工授精用精液及び家畜受精卵とされている。

また、「その他省令で定める行為」として、

- ① 契約の内容とすることを目的として準備した条項であって、使用する者の範囲又は使用の目的を制限するものをインターネットの利用その他適切な方法により公表する行為
  - ② 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精用精液証明書等に表示する行為
  - ③ 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に、その使用する者の範囲又はその使用目的に関する制限があることを表示するものとして、需要者の間に広く認識されている文字、図形若しくは記号又はこれらの結合を表示する行為
- が定められている。

## (2) 本法施行後に確認された「家畜未受精卵」の流通

本法施行後に、和牛の家畜体外受精卵の生産業務を分担して行うことによる「家畜未受精卵」の流通とともに、この過程において品種の取り違えが発生する事案（以下「取り違え事案」という。）を確認した。

現状、「家畜未受精卵」は、特定家畜人工授精用精液等には含まれず、本法の保護対象となっていないことを踏まえ、「家畜未受精卵」の流通実態、技術的課題を整理し、必要な対応を検討した。

## (3) 「家畜未受精卵」の検証

### ① 流通実態及び技術の検証

「家畜未受精卵」には、(i)卵巣の中で未採取の状態での流通、(ii)とたい卵巣から採取した「家畜未受精卵」を成熟培養しながらの流通、(iii)生体卵子吸引により回収液中に「家畜未受精卵」を含む状態での流通の3パターンが確認されている。

一方で、「家畜未受精卵」は、

ア) (i)の卵巣の状態や(iii)の回収液中では、長時間保存することは困難であること

イ) (i)～(iii)のいずれの場合であっても成熟培養を経なければ受

精能を獲得できないこと

ウ) 成熟培養の時間は 22～24 時間程度と限られており、受精能獲得から一定時間内に体外授精を行わなければ胚発生に至らないこと

から、実態として家畜体外受精卵生産の一連の過程の中でのみで流通しており、流通上の技術的・時間的な制約が引き続き存在している。

また、長期保存・利用が可能となる「家畜未受精卵」の凍結技術については、

ア) 「家畜未受精卵」は、細胞が大きく凍結によるダメージを受けやすいこと

イ) 細胞へのダメージを抑えるための技術も存在しているが、その習得が必要であること

等から、試験研究で限定的に実施されている状況にある。

## ② 受精卵生産の背景と家畜体外受精卵の生産状況の検証

平成 28 年度から令和 5 年度にかけて、和牛受精卵の移殖に対する支援を行ったことにより、特に令和 3 年度以降、酪農経営の収益悪化の影響を受けて、和牛受精卵の利用が急増した。先述の取り違え事案は、このような状況下で発生しており、和牛受精卵の需要が増加する局面においては、家畜受精卵の生産に必要な「家畜未受精卵」の流通が再び増加する可能性も否定できない。

このような中、農林水産省の調べによると、家畜体外受精卵の生産において、生産工程を分担している事例は、全体で 42 事例（とたい由来で 4 事例、生体由来で 38 事例）あることが明らかになった。このうち、培養輸送器による輸送を伴うと考えられる「成熟未受精卵」を譲受後、体外授精以降の作業を行っている事例は、とたい由来で 1 事例、生体由来で 4 事例となっている。

なお、農林水産省では、先述の取り違え事案を踏まえ、令和 6 年 7 月に技術指導通知※を発出し、家畜体外受精卵の生産工程を分担する際には、契約等で役割や責任の範囲を明確化することを求めている。

※ 「「家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の適切な処理等のための家畜人工授精所等に対する指導について」の一部改正について」（令和6年7月5日付け6畜産第987号農林水産省畜産局畜産振興課長通知）

#### （４） 検証結果を踏まえた対応

「家畜未受精卵」は、流通上の技術的・時間的な制約があり、そのものが輾転流通するリスクは低いことに加え、家畜体外受精卵生産の過程で流通している状況は、法施行当時と変わらないことから、現時点で本法に位置づけるような状況の変化はないと考えられる。

一方で、和牛受精卵の需要が高まる局面においては、家畜体外受精卵の生産工程を分担する取組が増加する可能性も考えられる。

このため、和牛受精卵の需要の動向を注視しつつ、先述の取り違え事案も考慮し、家畜人工授精簿への「家畜未受精卵」の採取個数等の適切な記録、技術指導通知（令和6年7月）に基づく、家畜体外受精卵の生産工程を分担する場合の役割や責任範囲の明確化、生産実態に合わせた適切な家畜人工授精簿の記録と当事者間での共有等について、家畜体外受精卵の生産を行う家畜人工授精所に対して、立入検査等を通じて徹底を図るとともに、生産と流通の実態を把握する必要がある。

また、「家畜未受精卵」の取扱いに係る技術の向上は日進月歩であることから、常に新しい技術の動向を注視し、必要な情報を立入検査に従事する職員に共有していく必要がある。

### 3 「譲渡契約等」に関する検証と対応

#### （１） 譲渡契約等の締結状況（令和5年時点）

家畜遺伝資源生産事業者における譲渡契約の締結状況は、家畜人工授精用精液でほぼ100%、家畜受精卵で84%となっており、取組は徐々に進展している。

また、家畜遺伝資源生産事業者が譲渡契約等を締結する際に、第三者譲渡に関する条項（第三者に譲渡する場合、同様の制限を設ける旨の条項）を設けている割合は、86%となっている。

更に、流通の中間拠点となる家畜人工授精所において、家畜遺伝資源を譲り受ける際に契約があることを確認している割合は88%、譲り受けた家畜人工授精用精液等に付された使用制限等と同様の制限を付した契約を締結している割合は85%となっている。

このように、対象物などによって締結割合の進捗に差はあるものの、譲渡契約等は着実に浸透しつつある。

一方で、ストローへの「(R)」(Restricted : 制限) 表示については、家畜人工授精用精液で48%、家畜受精卵で35%に留まっている。

## (2) 家畜受精卵における譲渡契約の検証

家畜受精卵は、①雌牛の飼養者が家畜人工授精所に依頼し生産する場合（生産した家畜受精卵の保存を家畜人工授精所に管理委託する場合を含む。）や、②家畜人工授精所の開設者が販売目的で生産する場合がある。このように、家畜受精卵の所有者が、雌牛の飼養者であることや、家畜人工授精所であることがあり、家畜人工授精用精液に比べて家畜受精卵はその所有権や管理方法が曖昧になりがちであることが、譲渡契約の締結等が進んでいない理由の一つと考えられる。

## (3) 利用制限の情報伝達

本法における保護対象は、家畜遺伝資源生産事業者が契約その他省令で定める行為により、その使用制限を明示した家畜遺伝資源であり、流通の中間拠点となる家畜人工授精所における契約の有無は、本法の保護対象になるための必須要件ではない。

また、使用者の範囲やその目的に関する制限を明示する目的で省令に定める3つの行為（2（1）参照）は、契約が締結される前に不正取得されたような場合も含めて本法の保護対象とするため規定されている。しかしながら、流通の川下の譲受者が、使用制限が付されていることを認識することができなければ、使用制限外の目的での利用につながるおそれがある。

不正競争行為への抑止力を高めるためには、本法の保護対象であることを認識できることが重要であり、契約締結を推進することに加え、流

通に関与する全ての関係者が認識できるストローへの「(R)」表示や、家畜人工授精用精液証明書等への使用制限の記載といった手法は有効な手段と考えられる。

#### (4) 検証結果を踏まえた対応

受精卵生産事業者や流通の中間拠点の家畜人工授精所における譲渡契約等も8割台まで普及しており、多くの場合は使用制限が付され、本法の保護対象となる家畜遺伝資源となっている。しかし、確実な家畜遺伝資源の管理・保護のためには、譲渡契約等の実施率を100%にするための取組が重要である。

その際、家畜受精卵については、譲渡契約等の主体となる所有者を明確にして推進することが重要である。このため、家畜受精卵の生産に関与する獣医師、家畜人工授精師の協力を得て、家畜受精卵を生産する家畜人工授精所への立入検査の機会を活用し、家畜受精卵の譲渡契約等を推進する必要がある。

また、不正競争行為への抑止力を高めるため、譲渡契約の他、省令に定められた「契約約款の条項のインターネットでの公表」、「家畜人工授精用精液証明書等への使用制限の記載」、「ストローへの「(R)」表示」の手法とその意義を再周知し、利用制限が付された家畜遺伝資源であることを流通の各段階において認識できるよう取組を推進する必要がある。具体的には、契約約款例に、当該契約約款の対象となる家畜遺伝資源にはストローへの「(R)」表示がなされている旨を記載するなど、複数の行為を組み合わせた取組事例を示すことが効果的である。

更に、既に大宗の家畜遺伝資源に使用制限が付されていることが「当たり前」の状況になりつつあることも踏まえ、家畜遺伝資源生産事業者に対し、家畜人工授精用精液証明書等に記載する使用制限の表現等について、より明確な意思表示を行うよう促していくことにより、本法の趣旨を改めて理解した上で取組を進める必要がある。

#### 4 「成果冒用行為」に関する検証と対応

現時点において、本法に規定されている成果冒用行為を超える不正行為は確認されていない。

このため、当面は現行の以下の規定を維持する必要がある。

- ① 詐欺等による家畜遺伝資源の取得又は管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得
- ② ①により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物（家畜又は受精卵）の使用、譲渡等
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物（家畜、精液又は受精卵）の譲渡等

#### 5 本法施行及び家畜改良増殖法改正後の状況を踏まえた理解醸成のための方策

##### （１）家畜人工授精所の状況

令和２年の家畜改良増殖法の改正により、家畜人工授精所でなければ家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の「保存」ができないことを明記するなど、家畜遺伝資源の流通管理の厳格化を図った。なお、この厳格化の措置については、都道府県等の指導もあり、支障なく取り組まれている。

このような中、この法改正を契機として、家畜人工授精所の新規開設が急増しており、令和５年時点で、全ての家畜人工授精所 5,351 か所のうち、令和２年以降新規に開設された特定家畜人工授精用精液等を扱う家畜人工授精所は 3,716 か所となっており、７割を占める状況にある。

また、業務別では、「保存」のみを業務とする家畜人工授精所が多数を占めることから、令和２年の家畜改良増殖法改正に伴い、家畜人工授精所の開設の許可を得ていなかった畜産農家が、新規に家畜人工授精所を開設する動きにつながっていると推察される。

## (2) 家畜改良増殖法に基づく立入検査の状況

令和2年以降、農林水産省や都道府県、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）は、全ての家畜人工授精所の6割に当たる約3,400か所に対して立入検査を実施しており、そのうち351か所で改善指導を行っている。

改善指導の内容は、家畜人工授精所の業務内容により異なり、新規に開設された「保存」を業務とする家畜人工授精所においては、「使用済みの家畜人工授精用精液証明書の不適切な管理」、「譲渡等記録簿等法令に規定された帳簿の不備」等の指導が多くなっている。

また、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を生産している家畜人工授精所では、共通の事項として、「家畜人工授精簿への精液性状等の未記載」、「家畜人工授精用精液証明書や家畜受精卵証明書の発行遅れ」、「設備・器具の整備不良」等の指導が多くなっているほか、家畜受精卵を生産している家畜人工授精所においては、家畜人工授精用精液を生産している家畜人工授精所では指導事例が見られない「法律に規定された事項のストローへの表示不備」が確認されている。

## (3) 「精液等情報システム」の整備状況

「精液等情報システム」については、令和2年の家畜改良増殖法改正に伴い、譲渡等記録簿の整備や運営状況の報告が新たに義務化されたことを踏まえ、家畜人工授精所等の業務の簡素化や家畜遺伝資源の適正な流通管理に資することを目的として、令和3年度に基本機能をリリースするとともに、令和5年8月からは、改良センターに運営主体を移行し運営を開始している。その間、ユーザーの意見を踏まえながら、基本機能の改修のほか、利便性向上のための改修、地域との連携強化のための取組等を現在まで継続実施しているところである。

しかしながら、その利用は必ずしも進んでいるとは言えず、「操作性を上げてほしい」、「民間サービス等と連携してほしい」、「試験入力ができるようにしてほしい」等の改善を求める声もある。

#### (4) 今般の検証結果

家畜人工授精所における業務内容により、改善を進めるべき事項が異なることが明らかになった。

「保存」を業務とする新規に開設された家畜人工授精所では、譲渡等記録簿等の帳簿の整備不備が多いことが課題であり、このことは、家畜遺伝資源のトレーサビリティの確保や血統矛盾の防止を図るために改善を図る必要がある。

また、「保存」を業務とする家畜人工授精所のうち、流通の中間拠点となる家畜人工授精所においては、譲渡契約等の確認や再譲渡の際に同様の制限を付した譲渡契約を締結する取組を一層推進することが必要である。

家畜人工授精用精液や家畜受精卵を生産している家畜人工授精所においては、譲渡契約等の際に第三者に譲り渡す場合に利用制限を付す取組を一層推進するほか、ストローへの「(R)」表示等流通の各段階で使用制限が付されていることが認識できるような取組の推進が必要である。

更に、まずは新規に開設された家畜人工授精所を含め、全ての家畜人工授精所の立入検査を優先すべきではあるが、今後は、家畜人工授精所の開設許可を受けていないものの、自家授精の目的で和牛遺伝資源を保存している畜産農家への対応も検討することが必要である。

このような課題に対して、今後の立入検査は、優先する家畜人工授精所と指導等のための重点事項を定めて実施する必要がある。

具体的には、

- ① 法施行を契機として、新規に家畜人工授精所を開設した特定家畜人工授精用精液等を扱う畜産農家等に対しては、譲渡等記録簿等の法令に基づく帳簿の適正な整備等を推進する。その際、「精液等情報システム」は、法令に基づいた記録を行うことができることから、その利用を合わせて推進する
- ② 家畜受精卵生産事業者及び家畜遺伝資源の譲渡実績のある家畜人工授精所に対しては、例えば、家畜体外受精卵の生産工程を役割分担する場合には、契約等により役割や責任範囲を明確化すること等により適正な家畜受精卵の生産を推進するほか、所有者を明らかにした上で

の家畜受精卵に係る譲渡契約の締結を推進する。また、譲渡実績のある家畜人工授精所に対しては、使用制限が付されていることを確実に伝達するための譲渡契約等を推進する等、それぞれの課題に沿った対応を行う必要がある。

その上で、家畜人工授精所への立入検査を優先しつつ、できる限り早期に和牛遺伝資源を取り扱う畜産農家も立入検査の対象とする必要がある。

「精液等情報システム」は、このような取組の中で有効に活用されることが重要であり、利用に当たっての課題や改善を求める意見を踏まえ、操作性の向上や、民間サービスとの連携の可能性等の改善方策を検討するとともに、その利用を推進することが必要である。また、「精液等情報システム」の利用により立入検査の効率的な実施に結びつけるような方策の検討も重要である。

## 6 まとめ

令和2年に成立した本法及び改正家畜改良増殖法の施行後、家畜遺伝資源の適正な流通管理が推進されていること、譲渡契約等の取組が8割台まで進み、契約締結が「当たり前」の状況に近づきつつあることは、都道府県、改良センター、農林水産省の関係職員の努力の成果であると一定の評価ができる。また、このような状況は、行政機関だけの努力で成り立つものではなく、獣医師、家畜人工授精師、畜産農家及び関係機関における「日本の宝である和牛の遺伝資源を守り、国内で最大限に活用する」という共通認識と努力の成果ともいえる。

今後も、関係者の理解醸成を図る取組は極めて重要であるため、立入検査や研修会等を通じて、和牛遺伝資源の生産、流通、保存の管理の適切な実施について、引き続き理解醸成を推進する必要がある。

その際には、前述の5の項において記載したように、課題に応じた重点事項の設定や「精液等情報システム」等の有効活用のほか、規制の背景や意義、必要性について丁寧に説明するための周知資料の作成等を含め、メリハリをつけた対応が重要であることに加えて、不断の努力として、現場の実態や要望の把握に努めることが重要である。

今後とも、関係者が一丸となり、我が国固有の宝である和牛の遺伝資源の管理・保護を図りつつ、国内で和牛遺伝資源が最大限活用されることによって、和牛肉の輸出やインバウンドを含めた国内外の需要への安定的な供給に貢献することを強く望む。

## 検討経過

令和 7 年 4 月 28 日

- (1) 検討会の進め方について
- (2) 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等の施行状況について

令和 7 年 5 月 13 日

- (1) 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等の今後の対応について

令和 7 年 6 月 17 日

- (1) 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第 3 条に基づく検討結果のとりまとめ案について

# 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

## 附則第3条に係る検討会の設置について

令和7年4月

### 1 趣旨

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（以下「家畜遺伝資源法」という。）附則第3条において、「この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。

これを踏まえ、学識経験者、畜産関係団体等から構成する「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、家畜遺伝資源生産事業者への影響や家畜遺伝資源に係る侵害事例等、法の施行の状況を勘案し、その結果に基づき必要な措置を検討するものとする。

### 2 検討項目

- （1）家畜遺伝資源法等の施行の状況
- （2）（1）を踏まえた必要な措置の検討

### 3 検討会の組織

- （1）検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （2）検討会には、座長及び座長代理を置く。
- （3）座長は委員の互選により選任する。座長代理は、検討会の承認を得て、委員のうちから座長が指名する。
- （4）座長は、検討会の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 4 運営

- （1）検討会は非公開とする。
- （2）検討会の資料は、原則、会議終了後、ホームページにより公表する。
- （3）検討会の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページにより公表する。

### 5 その他

- （1）検討会の事務局は、畜産局畜産振興課において行う。
- （2）この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

**家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律  
附則第3条に係る検討会**

委員名簿

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 穴田 勝人  | 公益社団法人全国和牛登録協会専務理事    |
| 石木 俊治  | 公益社団法人配合飼料供給安定機構理事長   |
| 大山 憲二  | 神戸大学大学院教授             |
| 越智 豊   | 越智国際特許事務所所長           |
| 小谷 あゆみ | 農業ジャーナリスト・フリーアナウンサー   |
| 島田 和宏  | 独立行政法人家畜改良センター理事（非常勤） |
| 強谷 雅彦  | 一般社団法人日本家畜人工授精師協会会長   |
| 林 いづみ  | 桜坂法律事務所弁護士            |
| 伏見 啓二  | 公益社団法人日本獣医師会専務理事      |
| 安森 隆則  | 一般社団法人家畜改良事業団理事       |

（五十音順、敬称略）